水戸市バレーボールスポーツ少年団

「ジュニアバレーボールクラブ水戸」育成会規約

第1条(総則)

本育成母集団は、ジュニアバレーボールクラブ水戸育成会(以下育成会という)と称し、 事務所を会長宅に置く。

第2条(目的)

育成会は、ジュニアバレーボールクラブ水戸(以下団という)の健全な育成のため、次の 活動を行う。

- ①本団活動の目的達成のための育成支援。
- ②本団が参加する交流活動、大会参加への支援。
- ③指導者の資質向上のための援助。
- ④広報活動。
- ⑤会員相互の親睦と体力向上のための活動。
- ⑥その他スポーツ少年団育成に必要な事項。

第3条(組織)

育成会は、本団の保護者および本団の目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

第4条(役員)

育成会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

書 記 1名

会 計 1名

会計監査 1名

第5条(役員の任務)

- (1)前条の役員は、育成会の互選により選出する。
- (2)会長は、育成会を代表し会務を統括する。
- (3)副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- (4)書記は、会長、副会長を含めた役員会を構成し、会務を処理執行する。
- (5)会計は、育成会の会計を処理する。
- (6)会計監査は、育成会の会計を監査する。

第6条(役員の任期)

- (1)役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。
- (2)補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条(総会)

- (1) 育成会総会は、育成会員を構成員とし、会長が招集してその運営に当る。
- (2)定期総会は、毎年1回4月に開催し以下の事項について審議決定を行う。

- ①活動報告の承認。
- ②活動計画の審議。
- ③その他重要事項。

第8条(役員会)

役員会は、第4条の役員で構成し、随時開催することができる。

第9条(会計)

- (1) 育成会の会計は、育成会員の納める会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
- (2)育成会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第10条(慶弔)

育成会の会員は、相互に慶弔を表するために規定を別に定める。

第11条 (規約の改正及び解散)

本規約の改正及び、育成会の解散は、育成会員の3分の2以上の同意を得ねばならない。

(附 則)

本規約は平成11年5月1日より施行する。

平成21年4月19日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正